

| 年 月          | 内 容                                                               |
|--------------|-------------------------------------------------------------------|
| 昭和 56 年 7 月  | 名古屋港港湾計画で西 1 区（藤前干潟の一部）が 105ha の廃棄物処理用地等として位置づけられる。               |
| 平成 3 年 3 月   | 環境庁（当時）が鳥類保全の観点から計画の縮小を指示する。                                      |
| 平成 4 年 3 月   | 自然環境の保全に配慮して、埋立面積を 52ha に縮小する。                                    |
| 平成 5 年 12 月  | 埋立面積 52ha を 46.5ha に縮小した計画で事業実施を決定する。                             |
| 平成 6 年 1 月   | 環境影響評価手続きが開始される。                                                  |
| 平成 11 年 2 月  | 西 1 区埋立事業の中止が市会臨時議会において表明される。                                     |
| 平成 14 年 6 月  | 国設藤前干潟鳥獣保護区・特別保護地区の指定に関する手続きのうち、環境省から名古屋市に対して非公式意見照会がなされる。        |
| 平成 14 年 10 月 | 藤前干潟を国設藤前干潟鳥獣保護区・特別保護地区に指定する官報告示が発表され、ラムサール条約登録手続きが開始される。（3 日）    |
|              | 環境省が藤前干潟の「国際的に重要な湿地」の指定について告示される。（15 日）                           |
| 平成 14 年 11 月 | ラムサール条約の「国際的に重要な湿地」として登録される。（18 日）                                |
|              | ラムサール条約第 8 回締約国会議が開催される。（18 日～26 日）                               |
| 平成 15 年 11 月 | 名古屋市が 11 月 18 日を「藤前干潟の日」とし、ラムサール条約登録認定証（レプリカ）等をはじめ込んだモニュメントを設置する。 |
| 平成 17 年 3 月  | 藤前干潟協議会が設置される。（8 日）                                               |
|              | 環境省が整備してきた「ラムサール条約湿地藤前干潟 稲永ビクターセンター・藤前活動センター」が開館する。（27 日）         |
| 平成 17 年 11 月 | 藤前干潟の日記念イベントとして「藤前干潟ふれあいデー」を開催する。（19、20 日）                        |

（ ）当時の「国設鳥獣保護区」の名称は、平成 15 年 4 月 17 日の「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の施行に伴い、「国指定鳥獣保護区」に変更されました。